

お知らせ

町・県民税の公的年金からの天引きのお知らせ

4月1日現在、65歳の年金受給者で、町・県民税の納税義務がある方は、10月から町・県民税の納付方法が、公的年金からの特別徴収（天引き）に切り替わります。天引きの例は次のとおりです。

(例) 年税額 60,000 円の場合

納付方法	納付書または口座振替(普通徴収)		公的年金からの特別徴収		
	納付月	納付書または口座振替(普通徴収)	10月	12月	2月
税額	6月	8月	10,000円	10,000円	10,000円
	15,000円		10,000円		
	年税額の2分の1を2回に分割		年税額の2分の1を3回に分割		

問合せ 税務課 課税グループ ☎ 299-1757

お知らせ

園児がいる「子育て世帯」を支援します

町では、私立幼稚園に通う幼児がいる世帯に対して、入園祝い金の支給や、第3子以降の保育料を無料としています。また、子ども・子育て支援新制度で給付対象となっている保育園、認定子ども園に通う園児がいる世帯に対しても、第3子以降の保育料を無料としており、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。



私立幼稚園入園祝い金

私立幼稚園に入園する幼児の保護者に対し、入園料や制服代に要する費用の一部として3万円を支給します。申請手続きは、お子さんが通う幼稚園を通じて入園時などにご案内しています。

私立幼稚園第3子以降保育料無料化事業

私立幼稚園に通う3人目以降のお子さんの保育料を無料とすることで、子育て世帯の負担を軽減します。申請手続きは、お子さんが通う幼稚園を通じて入園時などにご案内しています。



第3子保育応援事業

保育園、認定子ども園に通う3人目以降のお子さんの保育料を無料とすることで子育て世帯の負担を軽減しています（手続きは不要です）。

問合せ 私立幼稚園について 教育総務課 学校教育グループ ☎ 299-1730
 保育園について 子育て支援課 子育て支援グループ ☎ 299-1765